

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
フタル酸樹脂エナメル（つや有）	EQ-K170035Q		
	防衛大臣承認	年 月 日	
	作成	平成14年 5月13日	
	変更	令和 元年10月25日	
	作成部隊等名	関東補給処 松戸支処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用するフタル酸樹脂エナメル（つや有）（以下，“製品”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

塗料用標準色

（社）日本塗料工業会の規定する塗料用標準色をいう。

1.2.2

安全データシート（以下，“SDS”という。）

化学物質など取扱いに配慮を要する物質を含む製品について、労働安全衛生法第57条の2及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第14条に基づき、危険有害性などの、使用者が安全に使用できるようにするために必要な情報が記載された文書をいう。

なお、様式等細部は、JIS Z 7253による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

種類			物品番号
色番号	色名 ^{a)}	納入単位	
1104	赤（1）	4 L	8010-161-7325-5
1307	山吹色（2）		8010-161-7326-5
1412	黄みの緑（2）		8010-161-7327-5
1801	白（1）		8010-161-7323-5
1812	黒（2）		8010-161-7324-5
—	黒（3）		DQP4080100020
1511	青		DQP5080100021
1304	黄		DQP5080100022
1413	緑（2）		DQP5080100024
注 ^{a)} 色名は、NDS Z 8201による。			

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1104 赤 (1) 4 L

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 5 5 7 2	フタル酸樹脂エナメル
J I S K 5 6 0 0 - 2 - 4	塗料一般試験方法－第2部：塗料の性状・安定性－第4節：密度 (ピクノメータ法)
J I S Z 7 2 5 3	GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)
J I S Z 8 7 2 1	色の表示方法－三属性による表示
N D S Z 0 0 0 1	包装の総則
N D S Z 8 0 1 1	角形銘板
N D S Z 8 2 0 1	標準色

(社)日本塗料工業会塗料用標準色

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

消防法 (昭和23年法律第186号)

労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成11年法律第86号)

2 製品に関する要求

2.1 品質

品質は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

a) J I S K 5 5 7 2 の2種に合致するものとする。

b) 密度は、表2による。

表2—密度

項目		規定	試験方法
密度 (23 °C) g / cm ³	赤 (1)	1. 2 以下	J I S K 5 6 0 0 - 2 - 4 による。
	山吹色 (2)	1. 4 以下	
	黄みの緑 (2)		
	白 (1)		
	黒 (2)	1. 1 以下	
	黒 (3)		
	青	1. 4 以下	
	黄		
	緑 (2)		

c) 塗膜の状態は、表3による。

表3—塗膜の状態

項目	規定	試験方法
塗膜の状態	平らで、はけ目、流れ、しわ、むら、臭気、粘着性及び上がわきの程度が大きくないこと。	J I S K 5 5 7 2 の 塗装作業性による。

2.2 色

色は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4を基準とし、つや有とする。

表4—色

色名	色番号及び色票番号	基準値 ^{a)}	規定
赤 (1)	NDS Z 8201の1104	5R4 / 13	標準色見本と試験片とを拡散昼光の下で目視により比較したとき、著しい差がないこと。
山吹色 (2)	NDS Z 8201の1307	2.5Y8 / 12	
黄みの緑 (2)	NDS Z 8201の1412	10GY4 / 8	
白 (1)	NDS Z 8201の1801	N9.5	
黒 (2)	NDS Z 8201の1812	N1.5	
黒 (3)	□N-10 ^{b)}	N1	
青	NDS Z 8201の1511	2.5PB3.5 / 7	
黄	NDS Z 8201の1304	7.5Y8.5 / 13	
緑 (2)	NDS Z 8201の1413	2.5G4 / 6	
注 ^{a)} J I S Z 8 7 2 1 によるものとし、マンセル値を示す。			
注 ^{b)} 塗料用標準色の色票番号による。□には、最新版の版数記号を記載するものとし、2019年版 (K版) による場合は、“KN-10”とする。			


2.3 容器

容器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、運搬用つる及び押しぶたつきの金属板製4リットル入り丸缶とし、製品を4 L (23 °C) 封入するものとする。

2.4 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**図1**によるものとし、用字及び書体は、**NDS Z 8011**による。ただし、製造年月に代えて出荷検査年月を記載できるものとし、その場合、製造年月と表示せず出荷検査年月と表示するものとする。

なお、記載されている使用方法、取扱い及び保管上の注意事項は、日本語表記とし、国内の消防法及び労働安全衛生法に該当する場合は、その旨を明記するものとする。

陸上自衛隊  a)
品名 b)
物品番号 c)
内容量 4 L
製造年月又は出荷検査年月 年 月 d)
納入年月 年 月
ロット番号
納入者名又は製造者名 e)

注 a) 機関名及び **GLT-CG-Z000001** の **図2f** に示す物品管理区分標識を記載する。

b) 品名（製品の呼び方）を記載する。

例1 フタル酸樹脂エナメル（つや有） 1104 赤（1） 4 L

c) 物品番号を記載する。

例2 8010-161-7325-5

d) 製造年月又は出荷検査年月を記載する。

e) 納入者、製造者の名称又はその略号を記載する。


例3 製造者 ○○化学工業(株)

図1—製品の表示

【NDS Z 8011】

書体は、原則として直立の丸ゴシック体とし、用字の大きさは、銘板に応じて適当な大きさとする。
なお、漢字は、常用漢字表によるものとし、数字は、原則としてアラビア数字とする。

【GLT-CG-Z000001の図2f】

 マーク

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 外装

外装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次によるほか、商慣習による。

a) 外装する缶の数量は、4個とし、配列を縦2個×横2個として封かんする。

b) 端数が生じた場合は、商慣習による。

4.2 外装の表示

外装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、NDS Z 0001によるものとし、次の項目を明記する。

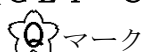
- a) 機関名及びGLT-CG-Z000001の図2fによる物品管理区分標識
- b) 調達要求番号
- c) 品名（製品の呼び方）
- d) 物品番号
- e) 梱入数量
- f) 製造年月又は出荷検査年月
- g) 納入年月
- h) ロット番号（付与されている場合）
- i) 契約の相手方の名称又はその略号

【NDS Z 0001】

表示は、原則として黒かつ左横書きとし、漢字は、常用漢字、数字は、アラビア数字を用いるものとするほか、明確であり、すれ、退色、はく落などの生じにくい材料を用いなければならない。また、法令に包装の表示などの規定がなされているときは、法令の定めるところにより表示を行わなければならない。

表示の位置は、直方形容器の2面（右の側面）及び5面（前のつま面）（容器の接合部が右側に直立するように置いた場合）とする。

【GLT-CG-Z000001の図2f】



4.3 納入単位

納入単位は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、23℃における容量（L）とする。

5 その他の指示

5.1 承認用図面等

5.1.1 承認用図面等

入札を希望する者は、入札に先立ち、GLT-CG-Z000001の簡条6に基づき、2.1のa)及びb)についての承認用図面等（JIS認証証明書、品質証明書又は試験成績書など）を契約担当官等に提出し、承認を受けるものとする。

【GLT-CG-Z000001の簡条6】

承認用図面等審査のため説明又は試験を要求した場合、契約の相手方は、自己の負担においてこれに応ずるものとする。

5.1.2 承認用色見本

契約の相手方は、契約締結後速やかに、承認用色見本（20cm×5cm程度、鋼板製）2枚を契約担当官等に提出し、2.1c)及び2.2)についての承認を受けるものとする。

5.2 納入書類

5.2.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表5による。

なお、SDSは、作成日又は改定日を明記した最新版のものとし、製品が国内の消防法及び労働安全衛生法に該当する場合は、その旨を明記するものとする。

表5－添付書類

書 類	数量	提出先
SDS	各1部	各納地
承認用図面等合格通知書（写）		
承認用色見本合格通知書（写）		

5.2.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納入に先立ち、日本語表記版のSDS 1部を陸上自衛隊関東補給処松戸支処需品部へ提出するものとする。

なお、SDSは、作成日又は改定日を明記した最新版のものとし、製品が国内の消防法及び労働安全衛生法に該当する場合は、その旨を明記するものとする。

5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

【GLT-CG-Z000001の8.3】

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。